

## 枚方市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱

平成18年3月23日制定

枚方市要綱第7号

### (目的)

第1条 この要綱は、鉄道駅バリアフリー化設備整備事業を行う鉄道事業者等に対し、予算の範囲内において鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、高齢者及び障害者をはじめとする誰もが安全で快適に移動できる交通環境を確保し、もってすべての人が社会生活に参加し、及び活動できるノーマライゼーション社会の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 鉄道駅バリアフリー化設備整備事業 すべての人々が安全かつ身体的負担の少ない方法により鉄道サービスを利用することができるように、鉄道駅を整備する事業をいう。
- (2) 鉄道事業者等 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条第1項の規定に基づき、国土交通大臣の許可を受けて鉄道事業を経営する者又は鉄道駅の改良設備・保有を業務とする者（地方公共団体が出資又は拠出をしている者に限る。）をいう。

### (補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、鉄道事業者等が本市内において行う鉄道駅バリアフリー化設備整備事業のうち別表左欄に掲げる事業区分に応じて同表の中欄に定めるもので、かつ、国（国土交通省）による鉄道駅に係る設備整備の補助の決定を受けた事業とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表の右欄に規定する補助対象経費の3分の1以内で市長が定める額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大阪府鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助要綱に基づく大阪府鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金の交付を受ける場合における補助金の額は、当該大阪府鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金の額を控除した額とする。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする鉄道事業者等（以下「申請者」という。）は、市長の定める期日までに、補助金交付申請書を市長に提出するものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助対象経費の配分及び収支予算書
- (3) 工事費見積書等の写し
- (4) 工事関係図面一式

(5) 補助対象施設仕様書

(6) 国（国土交通省）による補助金の交付を確認することができる書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その適否を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定する。

（交付の条件）

第7条 市長は、補助金の交付の決定をする場合においては、その目的を達成するために必要な条件を付するものとする。

（決定の通知）

第8条 市長は、第6条の規定に基づき補助金の交付を決定したときは、速やかに、その決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、前条の規定に基づく通知を受け取った場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げは、前条の規定による通知を受け取った日から起算して30日以内に行わなければならない。

（承認事項）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる場合には、市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助対象事業の内容の変更（市長が軽微と認める場合を除く。）をしようとする場合

(2) 補助対象事業を中止し、又は取り止めようとする場合

（実績報告）

第11条 補助事業者は、市長の定める日までに、補助対象事業の成果を記載した実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助対象経費の配分及び収支決算書

(2) 検査証又はこれに類する書類の写し

(3) 補助対象施設整備完了写真

(4) 国（国土交通省）による補助金の交付決定通知書及び補助金確定通知書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助対象事業が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

（交付の請求）

第13条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに、補助金交付請求書により市長に請求しなければならない。

2 前項の規定による請求には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による請求を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、同条の規定による請求を行った補助事業者に対し、当該請求に係る金額を交付するものとする。

(交付の決定の取消し等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の交付を停止することがある。

(1) 補助事業者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に違反したとき。

(3) 前2号に定める場合のほか、市長が適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることがある。

(財産処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用を増加した財産を市長の承諾を得ないで、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に違反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(財産の管理)

第17条 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産について、善良な管理者の注意をもってその管理を行うとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(書類の保存)

第18条 補助事業者は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、それらの帳簿及び書類を当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(様式)

第19条 この要綱で使用する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、制定の日から施行する。

2 枚方市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱（平成17年枚方市要綱第55号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

3 この要綱の施行前に、旧要綱の規定に基づきなされた申請、交付の決定その他の行為は、この

要綱の規定に基づきなされた申請、交付の決定その他の行為とみなす。

別表（第3条、第4条関係）

事業区分	事業内容	補助対象経費
乗車券の購入の円滑化	点字運賃表及び情報提供表示器の設置	設備購入費、建物（外構）工事費、電気設備工事費、関連付帯工事費及び設計・管理費のうち市長が適当と認めた経費
旅客移動の円滑化	誘導・警告ブロック、エレベーター、エスカレーター、傾斜路、手すり、音声触知図案内板、点字案内板、誘導チャイム、音声誘導装置及び情報提供表示器の設置	
旅客乗降場の改良	転落防止柵、ホームドア、転落検知マット、情報提供表示器及び誘導・警告ブロックの設置・改良	
付帯設備の整備	障害者対応型トイレの整備	

備考

- 1 設備購入費に計上することができる設備（以下「補助対象設備」という。）は、それぞれ移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準（平成12年運輸省、建設省令第10号）を満たすものとする。
- 2 建物（外構）工事費の範囲は、基礎工事、ピット新設工事、シャフト・機械室新設工事、外装仕上げ工事等に要する費用とする。
- 3 関連付帯工事費の範囲は、補助対象設備の設置・整備に伴うホーム等の改修、駅舎構造の改修、支障施設の移転等に要する費用とする。